

第6章 歴史的風致の維持及び向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致の維持及び向上施設の整備又は管理についての方針

1) 歴史的風致の維持及び向上施設の整備又は管理に関する考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指す。歴史的風致維持向上施設の整備または管理については、上位・関係機関との連携を図りながら、建造物の修理や道路整備、情報発信機会の創出等に取り組むこととする。

第1期郡上市歴史的風致維持向上計画では、郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区(以降は、「伝建地区」と記載)を含めた重点区域における電線類無電柱化事業、街路灯整備事業、道路修景事業などのハード事業と祭礼活動及び用具整備、重点区域の文化遺産情報発信・人材育成事業などのソフト事業を両軸として推進してきた。この結果、特に伝建地区では、電線類無電柱化事業及び街路灯整備事業が完了したことで、町並みの景観の向上や電線類の地中化による防災機能の強化ができた成果となった。加えて、第5章のところでも記載をしたように郡上市歴史資料館をはじめとして、市内各地の資料館ないし公民館活動の一環で、さまざまな文化財の普及・啓発につながるような事業を行ってきた。

第2期郡上市歴史的風致維持向上計画(以降は、「2期計画」と記載)においては、第1章及び第3章でも記載しているとおり、各地の人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、歴史的な建造物の保存・活用や地域の祭礼行事等の継承に資する事業を継続して進める。重点区域内においても、前文の内容に限らず、日常生活に関連した施設等から祭礼行事に至るまで多岐に渡る事業を通して、改めて地域における歴史的風致の役割の意識・向上を図っていくこととする。そして、繰り返しの話となるが、現在文化財部局で「郡上市文化財保存活用地域計画」、観光部局で「郡上おどり保存活用計画」、そして政策推進部局で八幡市街地の活性化に関する実証実験に基づいた計画の策定に向けた取り組みをしている。2期計画の期間中には、これらの計画が策定される予定のため、各計画に基づいた事業についても、歴史的風致維持向上施設の整備または管理に関する事業と関連する内容については、事業として位置づけをして、連携を図っていく。

なお、これらの歴史的風致維持向上施設の管理にあつては、郡上市歴史的風致維持向上計画の主要な部署となる建設部都市住宅課、教育委員会事務局社会教育課、商工観光部観光課をはじめとした関係部局との連携を図るとともに、緊密に適切な維持管理の指導を行うとともに、歴史的風致に関わる文化財等の所有者に対しても適切な助言・指導も併せて行っていく。

2) 歴史的風致の維持及び向上施設の整備又は管理に関する事業

①歴史的建造物とその周辺景観の修理・修景に関する事業

1. 歴史的風致形成建造物修理修景事業
2. 歴史的建造物に関する修景助成事業
3. 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区修理事業
4. 伝建地区環境整備事業
5. 空家利活用事業
6. 空家対策支援事業

②伝統文化の継承に関する事業

7. 伝統的しつらえ整備支援事業
8. 祭礼活動及び用具整備支援事業
9. 重点区域内の民謡学習事業

③水源、水路網の維持と水利用システムの継承に関する事業

10. 伝統的水利用施設調査事業
11. 島谷用水路取水口修景事業

④回遊性の向上と情報発信に関する事業

12. 郡上八幡駅周辺整備事業
13. 城下町交通体系検討調査

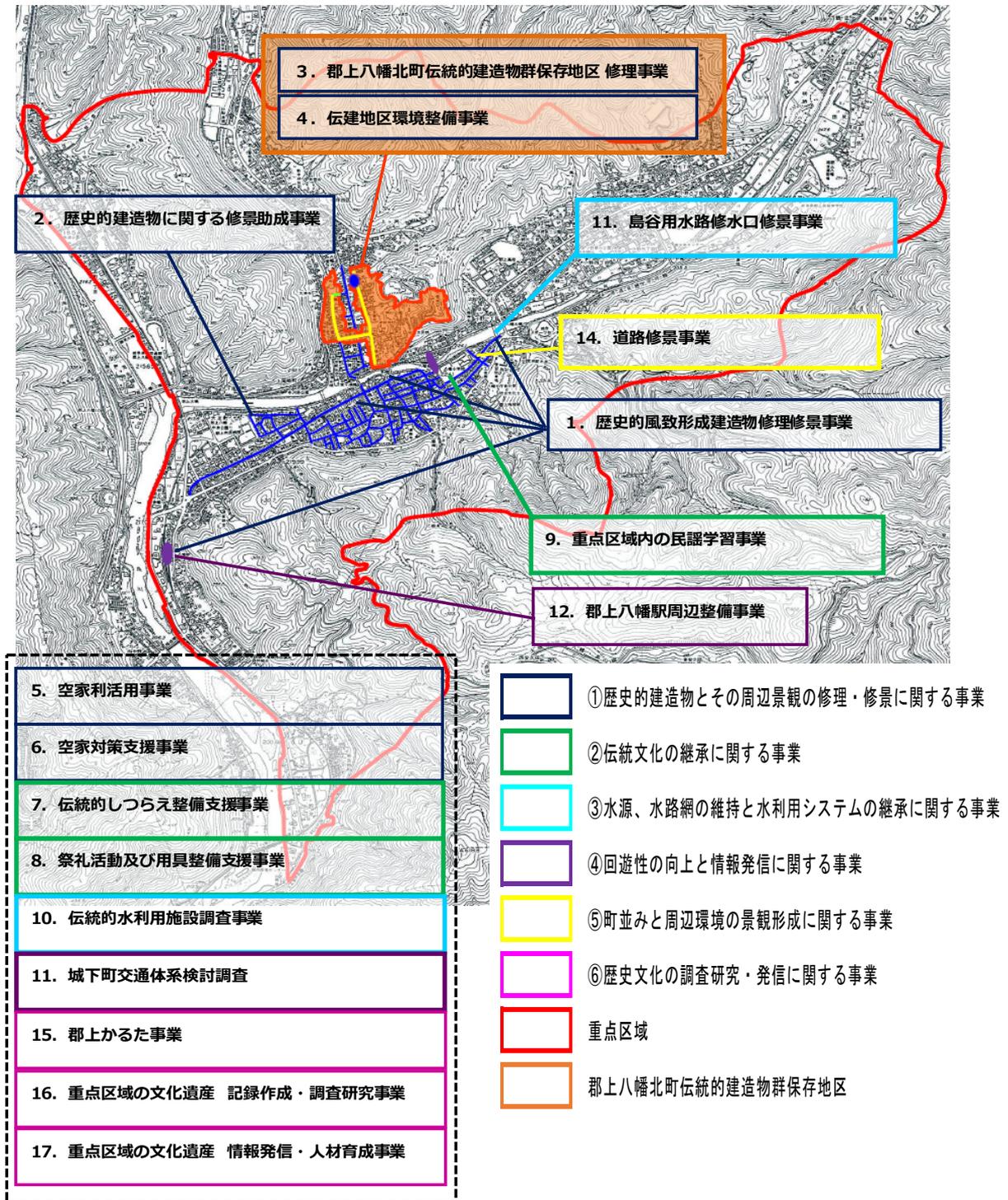
⑤町並みと周辺環境の景観形成に関する事業

14. 道路修景事業

⑥歴史文化の調査研究・発信に関する事業

15. 郡上かるた事業
16. 重点区域の文化遺産 記録作成・調査研究事業
17. 重点区域の文化遺産 情報発信・人材育成事業

2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業



6-2-1 重点区域内の事業位置図